

## 札沼線代替バス月形当別線地域旅客運送サービス継続事業実施事業者募集要項

### 1. 摘要

札沼線代替バス月形当別線の運行事業者からの退出意向を受け、住民の生活に必要な移動手段を確保することを目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に規定する「地域旅客運送サービス継続事業」を実施する。実施にあたり、最も適切な事業者を企画提案内容により総合的に評価できる公募型プロポーザル方式で選定する。

本募集要項は、公募型プロポーザルの募集手続等必要な事項を定めるものとする。

### 2. 事業の概要

- (1) 事業名称 札沼線代替バス月形当別線地域旅客運送サービス継続事業
- (2) 事業期間 令和6年10月1日～令和10年3月31日
- (3) 事業内容 別紙「札沼線代替バス月形当別線地域旅客運送サービス継続事業実施方針」のとおり  
※事業内容の詳細は選定した運行予定事業者と協議し決定する。

### 3. 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

### 4. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 月形町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第13号）及び当別町暴力団の推進に関する条例（平成27年条例第15号）に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- (6) 樺戸郡又は石狩郡において、直近3年間にわたる輸送実績があること。

(7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

## 5. スケジュール

募集要項の配布から事業者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの公募期間 令和6年2月27日(火)～令和6年3月7日(木)
- (2) 参加申込書等の提出期間 令和6年2月27日(火)～令和6年3月7日(木)
- (3) 募集要項等に関する質問受付 令和6年2月27日(火)～令和6年3月1日(金)
- (4) 募集要項等に関する質問回答 令和6年3月5日(火)
- (5) 審査会 令和6年3月25日(月)【予定】
- (6) 審査結果の通知公表 令和6年3月27日(水)

## 6. 質問の受付

プロポーザルに関する質問の受付は、以下のとおりとする。

### (1) 担当部署

<月形町>

住 所 〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1219番地

月形町企画振興課地域振興係

電話番号 0126-53-2325 (平日午前8時30分～午後5時15分まで)

メールアドレス [chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp](mailto:chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp)

<当別町>

住 所 〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町セールス戦略課ふるさとプロモーション係

電話番号 0133-23-3042 (平日午前8時45分～午後5時15分まで)

メールアドレス [shinko@town.tobetsu.hokkaido.jp](mailto:shinko@town.tobetsu.hokkaido.jp)

### (2) 受付期間

令和6年2月27日(火)～令和6年3月1日(金) 午後5時15分まで

### (3) 提出方法

質問票(別記様式第1号)に必要事項を記入し、電子メールに添付して6(1)のいずれかに提出すること。また、電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。

なお、電子メール以外での問い合わせには応じられないので注意すること。

### (3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和6年3月5日（火）までに月形町及び当別町のホームページに掲載し、個別には回答しない。

## 7. 提案書類等

プロポーザルへの参加を希望する場合は、次の書類を（ア）から順に提出すること。

（ア）から順に並べ、正本1部、副本6部（副本は複写可）の計7部を提出すること。

（ア）参加申込書（別記様式第2号）

（イ）道路運送法第4条の許可書の写し又は運輸支局が発行する証明書の写し

（ウ）印鑑証明書又は写し（発行後3ヵ月を超えないもの）

（エ）履歴事項全部証明書又は写し（発行後3ヵ月を超えないもの）

（オ）法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納のないことの証明書）

（直近の年度のものであって、かつ発行後3ヵ月を超えないもの）

（カ）主たる事業所を有する所在地に関わる都道府県税及び市町村民税の納税証明書

（直近の年度のものであって、かつ発行後3ヵ月を超えないもの）

（キ）月形町又は当別町の納税証明書（未納のないことの証明書）

（直近の年度のものであって、かつ発行後3ヵ月を超えないもの）

※月形町又は当別町から課税されている場合のみ

（ク）会社概要のわかる書類（任意書類）

※所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの（パンフレット等）

（ケ）申請の日の属する事業年度の直近事業年度における貸借対照表、財産目録、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類

（コ）誓約書（別記様式第3号）

（サ）企画提案書（別記様式第4号）

（シ）経費見積書（別記様式第5号）

### (1) 提出期間

令和6年2月27日（火）～令和6年3月7日（木）まで

### (2) 提出方法

提出書類は、受付期間中に6（1）のいずれかに郵送（締切日必着）、又は直接持参すること。（直接持参する場合は、閉庁日を除く午前9時00分から午後5時15分まで）

## 8. 事業者選定の基準・方法

### (1) 選定基準

事業者の選定にあたっては、事業者からの企画提案について、次に示す審査項目により、客観的な審査を行う。

審査項目	審査基準	配点
運営能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営（財政）状況は健全か</li><li>・ 安定した事業実施が可能か</li><li>・ 同種・類似事業を実施しているか</li></ul>	20
危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事故に対する責任体制や処理体制が適切か</li><li>・ 災害発生時等緊急時の対応能力はあるか</li></ul>	20
運行能力 （安全・円滑な運行）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人員（運転手）の配置は適切か</li><li>・ 運転士の体調管理等を勘案した計画か</li><li>・ 運転士のマナー教育がされているか</li><li>・ 重大事故を起こしていないか（過去3年）</li></ul>	20
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者や障がい者等への配慮がされているか</li><li>・ 車両の点検整備について</li><li>・ 苦情対応体制がとられているか</li></ul>	20
運行経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運行経費に係る見積額の妥当性</li></ul>	20
合計	100点	100

### (2) 選定方法

事業者からの企画提案を審査するために、プロポーザル審査会を設置する。審査委員は、提出書類及び事業者のプレゼンテーションにより、選定基準の審査項目に沿って100点満点で審査し、各委員の合計点で評価を行う。その審査結果を受けて、事業者を選定する。

また、審査会の評価点合計点が第1位の事業者の次に高かった者を第2位の事業者として選定し、第1位の事業者に不測の事態等が生じた場合は、第2位の事業者を第1位に繰り上げる。

合計点の最も高い事業者が2者以上いるときは、審査会の合議により順位を決定する。

### (3) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。その場合、審査会の合計点が配点合計の6割以上となった場合に限り、事業者として選定する。

## 9. 審査会による審査方法

審査会による審査を行う前に提出書類を確認するものとし、内容に不備または不足等があった場合、失格とする場合がある。

### (1) 審査会

ア 実施日 令和6年3月25日(月)を予定

イ 会場等 時刻及び会場等の詳細は、別途連絡します。

ウ 出席者 4名以内

エ 持ち時間等

申請者によるプレゼンテーション 15分以内

提出書類の内容等に関する質疑応答 10分以内

### オ 実施方法

プレゼンテーションの詳細は別途連絡するものとするが、パソコン、プロジェクターは会場備え付けの備品を使用可能な他、事前相談の上、機材を持ち込むことも可能。

### (2) その他

審査会は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

## 10. 審査結果

審査終了後、参加事業者に対して選定事業者の名称・点数及び当該参加事業者の名称・点数について、書面で通知する。

### 11. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 「7. (1) 提出期間」中に提出書類の提出がなされなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合

(4) 前各号に定めるものの他、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会が失格であると認めた場合

### 12. その他留意事項

(1) プロポーザルに関して必要となる費用は参加事業者の負担とする。

(2) 提出書類の提出後の修正または変更は一切認めないものとする。

(3) 提出された書類は返却しない。

別記様式第1号

## 質問票

令和 年 月 日

月形町長 様  
当別町長 様

質問者

(住所)

(事業者名)

(代表者職氏名)

連絡担当者

職氏名

電話番号

F A X

E-mail

札沼線代替バス月形当別線地域旅客運送サービス継続事業実施事業者募集に係る公募型プロポーザルに関し、次の項目について質問書を提出します。

項 目	質 問 内 容

※ 適宜、欄を増やして使用してください。質問がない場合は、提出する必要はありません。

## 参加申込書

令和 年 月 日

月形町長 様  
当別町長 様

(住所)  
(事業者名)  
(代表者職氏名)

札沼線代替バス月形当別線地域旅客運送サービス継続事業に係るプロポーザルについて、  
下記の添付書類とともに参加を申し込みます。

### 記

#### 添付書類

- 道路運送法第4条の許可書の写し
- 印鑑証明書又は写し
- 履歴事項全部証明書又は写し
- 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- 主たる事業所を有する所在地に関わる都道府県税及び市町村民税の納税証明書
- 月形町又は当別町の納税証明書（直近年度のもの）  
※月形町又は当別町から課税されている場合のみ
- 会社概要のわかる書類（任意書類）
- 申請の日の属する事業年度の直近事業年度における貸借対照表、財産目録、収支決算書、  
その他団体の財務状況を明らかにする書類
- 誓約書
- 企画提案書
- 経費見積書

以上

(連絡先)

職氏名	
電話	
電子メール	

## 誓 約 書

月形町長 様

当別町長 様

私（役員等（役員としては、登記又は提出されていないが、実質上経営に関与している者）を含む。）は、月形当別線地域旅客運送サービス継続事業に係る公募型プロポーザルに参加を申し込むにあたり、月形町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第13号）及び当別町暴力団の推進に関する条例（平成27年条例第15号）に規定する暴力団又はその構成員の統制の下にある団体でないことを誓約します。また、今後においてもこれらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、参加を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、月形町及び当別町が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 6年 月 日

住所

事業者名

代表者職氏名

印



## 企画提案書

令和 年 月 日

月形町長 様

当別町長 様

(住所)

(事業者名)

(代表者職氏名)

札沼線代替バス月形当別線地域旅客運送サービス継続事業実施事業者募集要項に基づき、次のとおり提案します。

### 1. 会社概要についてご記入ください。

事業者	(主たる事務所の所在地)
	(会社名)
代表者	(職・氏名)
担当者	(職・氏名)
	(TEL)
	(E-mail)

### 2. 運営能力に関する事項についてご記入ください。

#### (1) 規模

従業員数	人	左記の内、大型又は中型(8t限定でないもの)運転免許(以下「必要免許」)の保有者数	人
保有する車両	車両種別		台数

(2) 実施体制

事業実施体制	従事予定者数	従事予定者数の内、必要免許の保有者数	従事予定者数の内、運行管理に携わる人数	従事予定者数の内、本委託事業に専業する人数
運行事業 従事予定者	人	人	人	人

※上表には採用予定者を含めません。

事業実施体制	予定者	貴社での所属・役職	その他の項目
業務責任者			・経験年数 年 ・ <input type="checkbox"/> 専業 / <input type="checkbox"/> 兼業 ・ <input type="checkbox"/> 必要免許取得
運行管理の責任者			・経験年数 年 ・ <input type="checkbox"/> 専業 / <input type="checkbox"/> 兼業 ・ <input type="checkbox"/> 必要免許取得
整備管理の責任者			・経験年数 年 ・ <input type="checkbox"/> 専業 / <input type="checkbox"/> 兼業 ・ <input type="checkbox"/> 必要免許取得

※予定者の重複は認めます。採用予定の場合は「予定者」の欄に採用予定と記載願います。

※本事業に専業する場合は、その他の項目の「専業」欄にチェックをして下さい。

貴社で行う他の事業と兼業する場合には「兼業」欄にチェックをして下さい。

※必要免許の取得状況について、その他の項目の「必要免許取得」欄にチェックして下さい。

(3) 事業実績

貴社の道路運送法による許可及び事業実績について記載してください。
一般乗合旅客自動車運送事業（事業開始年【西暦】 年、通算 年）

3. 危機管理体制に関する事項についてご記入ください。

(1) 緊急時（事故や災害等）の対応

①緊急対応マニュアルの有無	有	無
②連絡体制図の有無	有	無
①又は②で「有」に○を付けた場合、そのマニュアルを添付してください。		
③過去に災害発生時等緊急時に対応した事例があれば、記載してください。		

4. 運行能力（安全・円滑な運行）に関する事項についてご記入ください。

<p>①運転手及び運行管理者に対し、路線上の危険要素の把握など、安全運行に向けた情報共有を行っていますか（行っている場合は、情報共有の内容を記載してください）</p>
<p>②運転手の体調等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・運行直前の管理方法</li> <li>・その他の工夫</li></ul>
<p>③運転手及び運行管理者の知識、技能の向上及びマナー教育（一般的な研修会・講習会に加えて実施している点等）の実施状況</p>
<p>④過去3年間、一般乗合旅客自動車運送事業において、重大な事故を起こしていますか</p>

5. 業務に関する事項についてご記入ください。

<p>①高齢者や障がいのある方等への配慮などに関する貴社の考え方をご記入ください。</p>
<p>②車両の点検整備に関する体制とその内容について、ご記入ください。</p>
<p>③忘れ物や苦情に関する対応体制についてご記入ください。</p>
<p>④市や沿線住民と一体になった利用促進への貴社の考えや、利用促進につながる提案があればご記入ください。</p>

別記様式第5号

## 経費見積書

事業名 札沼線代替バス月形当別線地域旅客運送サービス継続事業

見積金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

円

上記の金額をもって見積りいたします。

令和 6年 月 日

月形町長 様  
当別町長 様

見積者 住 所

事業者名

代表者職氏名

積算内訳書（参考様式）

見積に係る運行期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日

※運行内容は、札沼線代替バス月形当別線地域旅客運送サービス継続事業実施方針を参照のこと。

区分	月額	年額	内訳
人件費			
車両維持管理費			
車両修繕料			
車両保険料			
燃料			
バス停等管理費			
臨時使用バス 運行経費			
利用促進経費			
その他経費			